平成２５年（フ）第４０７号
茨城県水戸市住吉町192番地の40
債務者　鈴木　亮子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４１２号
茨城県水戸市内原町1674番地の１　諏訪グリーンハイツ202号
債務者　藤枝かな子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第５４号
千葉県鴨川市八色1270番地１
債務者　忍　三喜男
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第２６４号
兵庫県宝塚市口谷西１丁目10番15号　ヴィオラコート宝塚203
債務者　清野　裕太
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第４５３号
兵庫県加古川市新神野７丁目３番１―403号、従前の住所兵庫県加古川市西条山手２丁目１番14号
債務者　峯山　清美
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４６７号
兵庫県姫路市白国２丁目２番33号第２森レジデンス207号、従前の住所兵庫県姫路市増位新町２丁目36番地
債務者　内川　　誓
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３６６号
奈良市秋篠町1565番地の１　三和平城グランドパレスＤ107号
債務者　山本**琁**珠こと　全　　**琁**珠
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８８７号
住民票上の前住所広島市安佐南区山本５丁目１番14号
債務者　阿部　信江（旧姓中澤）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１００１号
広島市中区広瀬北町８番25―402号　カーサアレイ
債務者　岸原久美子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０２７号
広島市安佐南区大町西３丁目18番５号
債務者　東　　元
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６９号
山口県下関市長府満珠町50番15号
債務者　國弘　正己
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１７０号
山口県下関市長府満珠町50番15号
債務者　國弘よしえ
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
徳島県美馬市美馬町字中東原11番地２
債務者　平山　直也
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第１２３号
香川県丸亀市三条町1128番地　ニューシティ三条Ｂ棟102号
債務者　圖子　敦士
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第２２８号
福岡県うきは市浮羽町朝田277番地11　県営うきは団地２棟303号
債務者　鈴木美由紀
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２３１号
福岡県久留米市御井旗崎５丁目２番21号　ニュークレストール山口Ｂ棟101号
債務者　生田　清人
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第５０６号
北九州市小倉南区北方２丁目31番44号　寿荘５号
債務者　木村由美子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部